

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成31年1月16日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田	修	尾 上	昭 則	野 田	稔	由 喜 門	尊
藤 原	由 果	石 黒	五 月	大 森	茂 利	久 山	英 之
藤 澤	美 芳						

欠席委員

木 下 泉

4. 農地利用最適化推進委員

山 本	満 政	服 部	千 敏	松 本	英 樹	山 本	和 博
松 尾	頼 男	山 崎	徹	立 岡	元	岡 崎	浩
田 中	伸 五	梶 原	太 郎	原 田	敏 一	三 浦	義 弘
鷹 取	美 春	大 森	幹 男	福 池	正 美	藤 原	和 正
射 越	誠 一	山 本	祐 章	茂 成	和 延		

5. 議事に参与した者

事務局長 難波 彰生

事務局 蒲 直之

事務局 久山 貴史

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長は本日欠席しておりますので、藤澤会長代理よりごあいさつを申し上げます。
- 議長 おはようございます。本日は、お忙しい中のご出席誠にありがとうございます。木下会長が欠席ということで私が議長を務めさせていただきます。それではご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤澤会長代理よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに由喜門委員、藤原委員、よろしくお願いいたします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。報告事項、農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成30年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で転用許可と議決されました、エステートプランニング株式会社ほか3件による農地法第5条許可申請につきまして、開発案件でありましたが、平成30年12月21日付けで瀬戸内市開発協議会から承諾を得ましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したのとなっております。なお、1番案件につきましては、転用面積が3,000平方メートルを超えておりますので、岡山県農業会議に諮問したところ、平成30年12月14日付けで許可が適当であるとの意見答申を受けております。事務局からの説明は以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請についてですが、3番と8番の案件については、農地利用最適化推進委員が申請当事者となっておりますので、審議中は退席をお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請についてでございます。
- 【1番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町福中■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓4019-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は692㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は4,522㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「備前市伊部■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町尾張1236-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,388㎡。譲受人の農地までの距離は6km。耕作面積は66,581㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作

の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「邑久町下山田■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町下山田■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町下山田2080」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は661㎡。

「邑久町下山田2138-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は393㎡。「邑久町下山田2139-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は118㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は96,736㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■■」さんが借り受けて耕作しており、引き続き同様に耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町山手■■■ ■■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町北島■■ ■■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町山手1 4 3 9ー1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は1 5 3 m²。譲受人の農地までの距離は1 k m。耕作面積は1 1 8, 8 6 2 m²となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 a あたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地

の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町下山田■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人（持分1369494分の347015）「東京都国分寺市東元町■■ ■■■■ ■ ■ ■」。持分1369494分の290659）「東京都国分寺市東元町■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町下山田2584」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,294㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は503,016㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■■」さんが借り受けて耕作しており、引き続き同様に耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「邑久町箕輪■■■■■■■■■■」。譲渡人「邑久町箕輪■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町箕輪134」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は945㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は7,764.05㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■■■■■■」さんが「田」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■■■■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「邑久町虫明■■■■■■■■■■」。譲渡人「倉敷市玉島■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町福谷3305」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,383㎡。「邑久町虫明1368」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は102㎡。

「邑久町虫明1373」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は93㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は14,987.15㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもので

す。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」及び「畑」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の鷹取委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「長船町福里■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「長船町福里■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町福里356-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は930㎡。譲受人の農地までの距離は55m。耕作面積は7,732㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが借り受けて耕作しており、引き続き同様に耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、服部委員、お願いします。

服部委員 譲受人の■■さんは兼業農家で主に前島で父親と農業をされています。譲渡人の■■さんは高齢となり管理も難しくなってきたことから、この度売買の話がまとまったようです。■■さんの営農状況からも特に問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番、3番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 2番案件は、譲受人の■■さんは兼業ですが親子で農業をされています。この度譲渡人の■■と売買の話がまとまったものです。営農状況についても問題ありません。3番案件は、譲受人の■■さんが借入地の取得するというもので、こちらの案件についても特に問題はありません。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして4番案件について、立岡委員、お願いします。

立岡委員 譲渡人の■■さんは90歳と高齢で、管理が難しくなったため、申請地の側で農業されている譲受人の■■さんが買い受ける話がまとまったものです。営農状況も特に問題ありませんのでご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして5番案件について、梶原委員、お願いします。

梶原委員 譲受人の■■さんは50町ほどされている大きな農家です。申請地は共有名義となっている農地ですが、譲渡人2人の持分を移転するもの

です。元々■■■さんが借り受けて耕作しており特に問題はありません。
ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして6番案件について、原田
委員、お願いします。

原 田 委 員 申請地は、譲渡人の■■■さんが譲受人とは別の方に耕作を依頼してい
ました。■■■さんも高齢となり、申請地を譲渡することを考えていた
ところ、隣に住んでいる■■■さんと話がまとまったものです。■■■さ
んは兼業ですが、しっかり耕作をされていますので特に問題はありません。
ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして7番案件について、鷹取
委員、お願いします。

鷹 取 委 員 譲受人の■■■さんは虫明でみかん等の果樹を中心に父親と耕作をされ
ています。畑は元々譲渡人の■■■さんから借り受けていたところですが、
この度田も含めて譲渡の話がまとまったものです。営農状況は特に
問題ありません。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして8番案件について、藤原
委員、お願いします。

藤 原 委 員 この案件は、申請人の親同士が賃貸借契約にて譲受人の■■■さんが耕
作を続けてきましたが、今後も耕作を続けていくということでこの度、
売買の話がまとまったようです。特に問題はないと思われますので、
ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終
わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、
挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説
明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許
可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「大阪府堺市南区槇塚台■■■ ■■■■■■」。土地の所在地
は「邑久町山田庄406-1」。地目は「田」。面積は1,018㎡。
転用目的は「農地改良」。施設の概要は「畑1,018㎡」。農地区分
は第2種農地。隣地への被害はありません。なお、農地改良に伴う一

時転用で転用期間は、平成31年5月31日までとなっております。
また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。JR 邑久駅から北東へ約400mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、立岡委員、お願いします。

立岡委員 申請地は周りが宅地化し残された農地で水稻の作付けには適していません。この度、畑地とするための一時転用申請となっています。申請人は大阪に住んでいますが、申請地の近くに住んでいる義理の弟さんが利用権を設定し耕作をされるようです。特に問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町尾張■■ ■ ■■■■■」。譲渡人「邑久町尾張■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張560」。地目は「畑」。面積は239㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場239㎡」。農地区分は第3種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■万円、借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外の農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。瀬戸内市役所から南東へ約240mのところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町本庄■■ ■ ■■■■■」。譲渡人「岡山市北区西崎■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町本庄3042」。地

目は「畑」。面積は208㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場208㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。瀬戸内市消防本部から南西へ約300mのところに位置しております。

【3番案件】

借人「岡山市東区榎原■■ ■■■■」。貸人「長船町東須恵■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町東須恵1181-2」。地目は「畑」。面積は238㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟73.7㎡」。建ぺい率は「30.1%」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり無償。農用地区域外の農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。農家の店しんしんから北へ約200mのところに位置しております。

【4番案件】

譲受人「倉敷市上富井620番地の3 運送業 有限会社ロードマン エクスプレス 代表取締役 小川 勝之」。譲渡人「長船町土師■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町土師32」。地目は「畑」。面積は223㎡。「長船町土師33-3」。地目は「畑」。面積は369㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場592㎡」農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外の農地です。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。JR長船駅から南へ約380mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 譲受人の■■さんは、申請地の隣地でデイサービスなどの介護事業をしている「ほのか」の役員ですが、社員や介護車両などで既存の駐車場が溢れ困っていたようです。この度、譲渡人の■■さんと話がまとまり、申請地とその南側の宅地を購入し、駐車場として使用するというものです。周辺には僅かに農地が残っていますが、土地利用計画からも特に影響はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、梶原委員、お願いします。
- 梶 原 委 員 こちらの案件は、譲受人の■■■さんが駐車場に困っていたところ、隣接する畑の所有者である■■■さんと話がまとまり譲ってもらえることになったそうです。■■■さんは岡山市に住んでいて管理も難しいようですし、周囲を宅地に囲まれているような農地ですから転用はやむを得ず、特に問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件について、大森委員、お願いします。
- 大 森 委 員 申請人は親子であり、岡山市に住んでいる息子が家を建て将来的には農業を継ぐとのことです。元々農振農用地でしたが、昨年12月に除外済のようです。図面等確認しましたが排水同意もありますし特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして4番案件について、射越委員、お願いします。
- 射 越 委 員 譲受人は倉敷市の運送業者で、長船に近い備前市の運送業者の下請け業者です。以前から駐車場用地を探していたところ今回の話がまとまったようです。申請地は事業地から近く、県道沿いでアクセスも良いため適地と言えます。周囲の営農にも支障は生じないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)

- 議 長 ご意見ないようですので、第４号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 今後の予定でございますが、２月総会は、２月１２日火曜日に予定しております。３月総会は、３月１９日火曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、追加で配布しております農業法人の新規参入相談に関する資料をご覧ください。２件の相談がきておりまして、それぞれ担当の地区等で誘致できる場所を検討していただき事務局まで情報提供をお願いします。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成３０年度１月の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前１０時２０分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成３１年１月１６日

議 長 藤 澤 美 芳

署 名 委 員 由 喜 門 尊

署 名 委 員 藤 原 由 果